

議案第 17 号

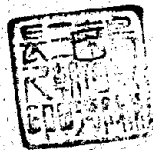
三朝町手数料条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日 提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和廿八年拾月拾六日 議決

三朝町議会議長 天 野 廉



昭和廿八年三朝町条例案 号

三朝町手数料条例

第一 条 町は地方自治法第二百二十二条により特定の個人のためにする事務につき手数料を徴収する

第二 条 本条例により手数料を徴収する事務及びその額は次の通りとする

一、公法面の開覧	一回一件に付	金二十円
二、印鑑に関する証明	一件に付	金三十円
三、財産又は不動産に関する証明	同	金四十円
四、船舶に関する証明	同	金四十円
五、営業又は職業に関する証明	同	金四十円
六、諸税に関する証明	同	金四十円
七、公権又は能力に関する証明	同	金四十円
八、刑罰に関する証明	同	金四十円
九、遺産に関する証明	同	金四十円
十、身元身分に関する証明	同	金四十円
十一、国民健康保険受診証再交付	同	金四十円
十二、生存又は死亡死産に関する証明	同	金四十円
十三、居住又は寄留に関する証明	同	金四十円
十四、傭人に關する証明	同	金四十円
十五、面識証明	同	金四十円
十六、里親に関する証明	同	金四十円

十七、	社寺に関する証明	同	同	金四十円
十八、	物資配給に関する搬出証明	同	同	金五十円
十九、	死亡診断書死体検案書謄本	一通に付	金四十円	
二十、	旅行証明書	一件に付	金二十円	
二十一、	事業用旅客軽車輛検査	同	同	金百円
二十二、	事業用旅客軽車輛検査証再交付	同	同	金五十円
二十三、	事業用旅客軽車輛検査証書換	同	同	金三十円
二十四、	事業用旅客軽車輛継続使用に対する検査証再交付	同	同	金五十円
二十五、	原動機付自転車検査	同	同	金百円
二十六、	原動機付自転車検査証再交付	同	同	金五十円
二十七、	原動機付自転車検査証書換	同	同	金三十円
二十八、	原動機付自転車継続使用に対する検査証再交付	同	同	金五十円
二十九、	道路運送車輛法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三十四条第二項の規定による臨時運行許可	同	同	金五十円
三十、	住民登録謄本(一枚に付)及証明書	一通に付	金三十円	
三十一、	その他の証明等一切	一件に付	金四十円	
2	不動産又は不動産に関する証明中土地及建物は主筆若しくは三筆迄を金四十円とし一筆又は一棟増す毎に金十円を加える地函公法の開覧及謄本抄本交付は公衆の開覧に供して差支えないものに限る			
三	前条第一項第三号以下各号の事項を一括して一通の証明書を作成する場合は一件として手数料金四十円を徴収する			
第四	手数料は証明謄本抄本開覧を請う際に徴収する			

第五 条

左記各号の一に該当するものは手数料を徴收しない

- 一、法律、命令の規定に依り取扱うべき事項又は一般に周知させる必要のある文書の閲覧
- 二、諸官衙又は公益の爲に要するもの
- 三、公費を以て救助され若しくは公費の救助を受けるに必要なため又は手数料を納付する資力がないと認められたもの

附 則

- 1、この条例は公布の日から施行し昭和二十八年十一月一日から適用する
- 2、三朝町手数料条例（昭和二十八年三朝町条例第十三号）は廃止する